

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。五十一番中島源陽君。

〔五十一番 中島源陽君登壇〕

○五十一番（中島源陽君） まずは、これまで一年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症との闘いにおいて、最前線で感染予防や治療等に当たっていただきました全ての皆様に敬意と感謝を表したいと思います。

本県では、こうした多くの皆様の御尽力と県民一人一人の取組により感染者数も大幅に減少し、病床使用率も落ち着いた状況となり感染ステージも2に下がっております。しかしながら、これまでも第何波と言われるように、一度収まりかけたところから再度感染者数が増加していくことが全国で繰り返されたことも事実であり決して油断できるものではありません。

これまでを振り返れば、特にクラスターと言われる場面が感染を大きく拡大してきたところであり、本県においては六月九日現在の累計で百三十二件のクラスターが発生しています。特に飲食店が約三〇％で、そのうち十七件が接待を伴う飲食店、十八件が酒類を提供する飲食店、その他飲食店が六件となっています。そのほかにも高齢者施設二十九件、医療機関等七件、保育・教育機関等二十二件、その他が三十三件あり様々な場面でのクラスターが発生してきました。

こうした中、本県では接待を伴う飲食店を除く飲食店を対象にしたコロナ対策に係る認証制度をスタートさせました。対象となった飲食店においては大いに効果が発揮されるものと思いますが、クラスター発生業種の全体をカバーしている制度設計ではなく感染対策として更なる充実が求められるものと考えます。

ワクチン接種が進んだとしても感染リスク低減のための取組はまだまだ必要であり、アリの一穴とならないよう全ての業種が取り組めるような業種別認証制度や取組別表示制度など、そして、そうした制度に取り組むための支援策等についても検討していくべきと考えますが、所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現在も鳴子温泉では平日を休館としている旅館やホテルがあります。先日何人かの旅館・ホテルの方々とお話をしましたが人がまだまだ動いていないという苦しい現実をお聞きいたしました。

そうした中で宮城県民を対象とした、みやぎ宿泊割キャンペーンは動き出し、クーポンつきの宿泊割引プランは現在準備中ではありますが、旅館・ホテルの現場において動き出した宿泊前売券プランの一次配分は既に売り切れたというところもあります。

一方では、仕組みの違う二種類のプランの取扱いが重なり、受付業務や補助申請業務が煩雑となり手を挙げにくいなど様々な受け止め方があります。

支援自体はもちろん大歓迎なのでありますが、例えば、鳴子温泉郷では全体の旅館・ホテル六十一件中、二十五件、約四割の登録にとどまっています。

できるだけ多くの旅館・ホテルが参加登録していただくことが本支援策推進の前提であると考えます。登録期限の見直しや更なる丁寧な説明、取り組みやすい仕組みが必要と考えますが、所見を伺います。

また、今春、まん延防止等重点措置の適用を受けたことにより教育旅行のキャンセルが相次ぎました。

しかし、ここに来て宮城県の感染者数の減少が安心感につながって教育旅行の申込みが再開してきました。県外からの教育旅行に対するバス代補助を行っているところでもあります、こうしたときだからこそ県内外を問わないバス代補助の拡充や県内外への更なる営業活動の推進、ホームページにおける動画のPR発信、圏域ごとの特徴を生かしたコースづくりなど教育旅行誘致活動の充実が求められていると考えます。

今年度の教育旅行受入れ目標と実績、そして今後の取組等について伺います。

農業を取り巻く情勢において、近年は日本全体としての人口減少、特に農業においては担い手の減少が顕著となっており、新型コロナウイルス感染症の影響でお米の消費減少となり、様々な農業分野における減少時代ともなっています。

こうした現状を踏まえて、宮城県では六月二日に開催した宮城県農業再生協議会において飼料用米への転換を進め、これまでの目安に千三百ヘクタールを上乗せすることが確認されました。四月末の本県産米の在庫量が十五万トンを超えていて、この秋の新米価格が見通せない状況にあることからの緊急的な取組であり、農家所得を確保し農家経営を維持していくためには全体としての理解と取組が欠かせないということであります。

現在、農協や地域再生協議会を通じて転換促進を図っているとありますが、

県としての目標達成に向けた取組と転換促進によって価格維持を確保する取組について伺います。

本県では、五年ごとに策定される宮城県米づくり推進基本方針と毎年度策定される稲作指導指針がありますが、人口減少、消費減少、担い手減少の時代においてはデータに基づく食料戦略としての視点を加えていくべきと考えます。

昨年十月に公益財団法人日本農業研究所講演会において、新潟大学の青柳斉名誉教授が「米消費の減少と中食化の世代別分析 公表の食料消費統計に依拠して」と題して発表した内容は極めて興味深いものでした。

米の消費については、二〇二〇年までの二十年間で年間一人当たり平均米消費量は七十五キロから五十六キロに減少しているとされていますが、二〇〇一年における米類摂取量を百とした場合に、二〇一八年で二十代は百であるのに対して六十代は七十六、七十代は八十と大幅な減少であります。

一方、パンや麺類の原料となる小麦類は、二十代で八十八と減少しているのに対して六十代は百十一、七十代は百二十三と大幅に増加しています。高齢者の米離れとパンや麺への転換が顕著であるということでもあります。

また、一人当たりの米購入支出の推移によれば、二〇〇〇年を百とした指数において、二〇一九年の米購入は六十四、調理食品百四十四、米食品百四十一、外食百十四と米に何らかの手を加えた形で消費される領域は大きく増加しているということでもあります。

こうした点を踏まえれば、お米そのものの消費拡大はもちろんでありますが、高齢者層にとつての魅力的なお米の在り方や消費増加している小麦類に代わる加工用米の活用、更にはお米の調理品や加工品の幅広い開拓など多くの成長できる要素があるということでもあります。

今後においても、お米は全体としては消費減少によって減産のための転換が更に進展する可能性は高く、経営所得安定対策等の政策的制度の活用も経営判断としては有効な選択肢になるものと思いますが、主食用米をできるだけ多く生産したいというのが農家の本音であると思います。

3 そうした意味においては、本県において国内の限られたパイの中でも実需の変化を

的確に捉えて主食用米として生き残ること、加工用米を生かして新たな食料品を開拓していくこと、その一部として県産米による日本酒の付加価値を高めて新たな販路を開拓していくこと、また、県全体として県産米で世界に打って出ることなど戦略的基本方針として練り上げて、減少時代にあっても希望の持てる農業に向けた取組を具体化していくべきと考えますが、所見を伺います。

六月十三日、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会主催のみやぎグリーン・ツーリズム日帰り体験会が実施され参加させていただきました。

午前は大崎市鹿島台のマルセンファームでのトマトもぎ取り体験や糖度当てクイズ、午後は伊豆沼農産でのウインナー作り体験で大いに有意義な体験となりました。

その際のマルセンファームの社長さんの歓迎の挨拶の日焼けした笑顔、そして、ウインナー作りの講師をした従業員さんの説明をしながらの満面の笑顔、お二人の笑顔はとても印象的でこの笑顔こそが農山漁村を元気にしていく原動力だと改めて実感いたしました。

また、ささやかではありますが、こうした取組は農村経済を回すことにつながるものであり地道に重ねていくことが極めて重要であります。

今年度からみやぎグリーン・ツーリズム推進協議会には県からの直接補助はなくなりましたが、様々な形でしっかりと連携し人口減少が一段と加速している農山漁村でありますから、多様な体験現場に多くの人を呼び込んでいけるよう県としても最大限の役割を発揮することが求められています。

県としては農山漁村交流拡大プラットフォームを立ち上げているところでもあり、こうした展開とみやぎグリーン・ツーリズム推進協議会の現場の力を連動させていくことも重要であります。

県としての基本的な考え方と具体的な取組について伺います。

先日、自由民主党・県民会議会派内の教育機会確保法に関するプロジェクトチームの会議において、県教育委員会より示された令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒の教育機会の確保状況のまとめを見て愕然とした思いになりました。仙台市を除いた数字ではありますが、学校に登校していない児童生徒数は、小学生で六百七十六人、中学生で千五百六十二人であり、そのうち別室教室、心のケアハウス、けやき教室、民

間施設、訪問指導員など何らかの教育機会を確保している子供たちは、小学生で四百六十三人、中学生で千百三十四人、そして全体数から今の数字を差し引いた教育機会を確保できないでいる子供たちの人数は、小学生で二百十三人、中学生で四百二十八人とのことでした。合わせて六百四十一人の子供たちの学びの機会が確保されていないという現実を目の当たりにし、最も寄り添うべき子供たちに十分寄り添えていなかったのではないかと心痛む思いになりました。

県として、こうした実態をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

また、学習機会を確保できないでいるとされる六百四十一人の子供たちへの学校や相談支援現場における対応について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

私は、学校に登校していない子供たちの学びの場を確保していく上では、そうした子供たちの日常における生活実態、そして、そうした子供たちとその保護者のニーズは何なのか、希望は何なのか、困難課題は何なのかなど、まずはしっかりと把握する必要がありますと考えます。

県としては毎年度、長期欠席状況調査と児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を行っているところでありますが、こうした調査は学校側からの目線による調査であり、学校に登校していない子供たちとその保護者の思いや願いは示されていません。

学校に登校していない子供たちへの支援として、別室教室、心のケアハウス、けやき教室、民間施設、訪問指導員など多様な選択肢があり、それぞれの現場に行って担当の方々とお話をしてきましたが皆さん全力で子供たちと向き合っています。

しかしながら、学びを確保できないでいる子供たちがおおむね三分の一いることを考えれば新たな仕組みや選択肢が必要なのか、または、何かを拡充すべきかなど更なる検討の必要性を痛感します。そうした検討のためにも学校に登校していない子供たちとその保護者の声をしっかりと受け止め、把握し、整理分析し、現在の取組とのミスマッチや何らかの過不足、新たなニーズ等に関して施策全体を俯瞰した検証をすることが極めて重要と考えますが、所見を伺います。

あわせて、県教育委員会としては学校に登校していない子供たちとその保護者に対

して具体的にどのような調査をしているのか、お伺いいたします。

現在、訪問指導員の方が主に在宅で過ごしている子供たちの家を訪問して様々な相談を受けたり学習支援を行っています。先日にも北部教育事務所にお伺いし、県全体で四十九人の訪問指導員のうち十四人を配置して、学校の要請を受けて派遣する仕組みで年間相当数の子供たちの相談や指導に当たっているとのことであり、その御奮闘には心から敬意を表したいと思います。

更には、大崎子ども心のケアハウスでも日常的に在宅で過ごしている子供たちの相談を受けることもあり、保護者との関係や家庭全体としての問題など多様な環境が複雑に絡み合っていて相談は難しさを伴うことが多いとのことでした。

以前紹介した、多様な学びを共につくる・みやぎネットワークで行った四千人アンケートから、子供たちやその保護者の考え方やニーズは極めて多様であることを実感したところであり、そうした点を踏まえると相談を受ける側も学校経験者や臨床心理士等の資格保持者はもちろんであります。多様な経験値を持った方々も交えた構成のほうで相談する側の多様性に対応していきやすいのではないかと考えますが、所見を伺います。

先日、大崎市立古川中学校にお邪魔して校長先生より学び支援教室の現状についてお話をお聞きしてきました。所属しているクラスの教室での学びに困難があっても別室があり、そこには担任の先生もいる環境は、その教室を利用している子供たちに安心感を与えて登校する割合が高くなっているとのことでありました。こうした成果を基に、今年度は大崎市内では古川東中学校と古川南中学校でも同じ学び支援教室を設けていただきました。様々な支援の取組を進める中で効果が高いとされるものを拡充していくことは極めて合理的な発想であると思えます。

一方、民間のフリースクール等に対しては、昨年度、そして今年度も間接的ながら気仙沼市内のフリースクールに支援員を確保していただきました。このことは、こうした支援員の民間施設での活動が有効であったと県として評価したことによって実現したものであると思っております。

今後においても、有効であるという判断を踏まえれば、県としてフリースクール等における学習支援員の確保について拡充していくべきと考えますが、所見を伺います。

本県には、平成二十七年に議員提案条例として制定されたみやぎ子ども・子育て県民条例があります。この条例は、当時の県議会としては異例であったと思いますが三年連続で特別委員会を設置して三年越しの議員提案条例でありました。それだけに子供・子育ての問題は極めて大きく、深く、幅広い視点が必要とされていたために、調査や議論、条文策定には多くの思いや知恵が結集されたものと思います。当時関わった一人としては、その後五年に一度の改正をしているみやぎ子ども・子育て幸福計画があり、この計画に基づいて各種の施策が総合的に展開されていることに敬意を表したいと思いません。

そうした中で制定翌年に教育機会確保法が成立し、学校での学びはもちろんですが学校以外における学びの意義についても法律として認められ、将来自立した大人になることが教育の目標であることも示されました。

本条例第二条において、子ども・子育て支援とは、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることができるよう施策の推進、環境の整備等の全ての取組と定義しています。教育機会確保法が制定される前ではありますが相当にその法律の精神を反映した条例になっているものと思います。

更に、第八条においては、県は、子どもが乳幼児から自立した大人になるまで、その成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けられるよう、関係機関との連携の強化その他の必要な体制の整備を図るものと定めています。

第十一条においては、県は、地域における子どもの学習活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動等の環境の整備の促進を掲げ、同条二項においては、児童及び生徒への学習支援活動に対する支援を推進することなどを定めています。

こうして見ると、極めて教育機会確保法の趣旨とみやぎ子ども・子育て県民条例の趣旨は相通ずるところがあります。

この関連性について、県としてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

また、特に条例で掲げる成長に応じた適切な教育及び支援を切れ目なく受けるといふ視点は、学校に登校していても学校に登校していなくとも一人一人が適切な教育と支援を切れ目なく受けるといふ趣旨でありますから極めて重要であります。

こうした点を踏まえ、本計画の現状と課題の中では、不登校児童生徒数の推移に対して小・中学校とも増加傾向にあり危機感を持って対応することが必要との認識を示し、更に、学校だけではなく、けやき教室や心のケアハウスにも通えない不登校の子供とその家族をどのように支援していくのかということが課題との認識も示しており、極めて的確な現状認識と思います。

しかしながら、現実には、この大綱の前段で紹介したように自らの教育機会を確保できていないという子供たちが相当数います。

そうした意味において、本県のみやぎ子ども・子育て幸福計画における学校に登校していない子供たちに対する施策の位置づけは十分とは言えないのではないかと、そして、教育機会確保法の趣旨とそうした観点からのみやぎ子ども・子育て県民条例の趣旨を踏まえた計画の見直しも必要ではないのかと考えますが、所見を伺います。

この一年半にわたって自由民主党・県民会議会派内の教育機会確保法に関するプロジェクトチームの活動を通じて、多くの現場を訪問させていただき長期間学校に登校していない多くの子供たちとも接してきました。その出会った子供たちを見ていて不登校という言葉が子供たちの心を傷つけているのではないだろうかという思いに駆られました。学校に行けなくなることや行かないと判断する原因は一人一人違います。中には、大人側からの何らかの行為によるものもあり、そうした多様な実態に思いを向けることなく一方的に総称して不登校としていることは、そもそも不適切ではないのかと考えます。これまでの不登校という概念は学校を真ん中にして考えた場合に存在する表現であり、本来の教育は子供を真ん中にして考えるべきであります。そう考えた場合には、不登校という表現は登場してこないのではないのでしょうか。

一方、子供たちの多様な学びを保障した教育機会確保法においては、不登校児童生徒を明確に定義しています。同法が議員発議で議論されていく中で、子供を真ん中にするという視点ではなく従来の学校を真ん中にする視点での法律となったことについては、今後の再検討が必要ではないかと思っています。

そうした意味においては、当面、法律上の取組においては不登校児童生徒という表現が求められますが、子供を真ん中にした考え方に立った場合、県教育行政としては不登校児童生徒という表現を使用しないことも選択肢と考えます。本県においては、多様



な場において学びを確保していることとともに学びに向けた休息をとること、学びに向けた心の元気を取り戻そうとすることなども含めて多様な学びとする考え方を基本にして、そうした子供たちを多様な学びの児童生徒とすることを検討していくべきと考えますが、所見を伺います。

この綱の最後に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立に伴う県としての対応等について伺います。

本法律は、全国的に教職員による児童生徒への性暴力事案が増加傾向にあることを踏まえて立法化されたものであります。

本県においても直近の五年間で十二件のわいせつ関係事案があり、内訳として学校内事案三件、学校外事案九件となっています。

絶対的な信頼を寄せる教職員からの性暴力は、被害を受けた子供たちに大きな心の傷を負わせることになり決して許されるものではありません。本県においては、今後このような事案が学校内外を問わず発生しないよう、まずは全教職員としての意識共有と具体的な防止対策が求められると思いますが、その決意と取組についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 中島源陽議員の一般質問にお答えいたします。

大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、コロナ対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、業種別認証制度や取組別表示制度及び制度活用の際する支援策などの検討についてのお尋ねにお答えいたします。

感染対策に係る認証制度等の導入は、感染リスクの低減に加え県民への安心の提供、制度を活用した施設等の利用促進にも寄与する有効な取組であると認識しております。

こうした制度の普及拡大には、事業者と利用者の双方がメリットを実感できる環境づくりが重要であり、財政的な制約がある中でも制度の創設と支援策はセットで提供す

ることが望ましいとの考え方から、我が県では国の基本的対処方針に示されている飲食店から導入したところであります。

対象業種の追加等には人員や財源の確保等の課題があることから、まずは飲食店認証制度の効果を見極めつつ、他県の事例も参考にしながら実効性を高めるための検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育旅行誘致の充実についての御質問にお答えいたします。

県では、これまで学校や旅行会社と受入れ団体との調整を行うみやぎ教育旅行等コーナーダイネット支援センターの設置のほか、より多くの教育旅行を県外から誘致するためバス借り上げ助成を行うなど教育旅行誘致活動に積極的に取り組んでまいりました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により教育旅行の宿泊生徒数が大きく落ち込んでおり、今後に向けて感染拡大前の水準までいち早く回復させることが喫緊の課題と認識しております。

このため県では、支援センターの機能強化を図るとともに昨年度末に新学習指導要領や学校のニーズを踏まえ、SDGsの考え方を取り入れ改定いたしました教育旅行ガイドブックを最大限に活用しながら、仙台市内や重点市場である北海道に加え、新型コロナウイルス感染症の影響下において東北志向が高まっております北関東の中学校をターゲットとして誘致活動を強化しております。

同時に、市町村や受入れ団体等々と検討会を開催し体験プログラムの構築など受入れ体制の充実を図っております。

県といたしましては、新たな教育旅行の誘致とともに、その定着につながるよう官民一体となって鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、減少時代の農業振興についての御質問のうち、飼料用米への転換の取組と価格維持の方策についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県農業再生協議会では、農業者の経営安定に向け県産米における需給状況の改善が必要であることから、今年三月に開催した総会において今年産米の生産の目安に加え新たに飼料用米の転換拡大に向けた取組強化を決議いたしました。

この推進に当たっては、担当者会議や主要産地に出向いての意見交換などを通して関係機関による一体的な取組を進めるとともに、農業者の営農計画書提出以降も計画の

修正ができるよう国に要請し推進期間を確保しております。

更に、作付後に飼料用米に転換した場合でも主食用米並みの収入が確保できるよう五月補正予算でお認めいただきました需要対応型緊急転換事業の活用を図ってまいります。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携して飼料用米への転換拡大を促進し、稲作農家の経営安定と県産米の需給状況の改善が図られるよう取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、誰もが安心できる学びの環境づくりについての御質問にお答えいたします。

初めに、みやぎ子ども・子育て県民条例と教育機会確保法の関連性についてのお尋ねにお答えいたします。

平成二十七年に議員提案により制定されたみやぎ子ども・子育て県民条例では、子供が社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となるための施策の推進や子供が適切な教育及び支援を切れ目なく受けることができるよう関係機関との連携強化などが定められております。

その後の平成二十八年に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法では、基本理念に社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう教育水準の維持向上を図ることや、そのための施策は国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携の下に行うことなどが掲げられております。

どちらも、かけがえのない子供たちの健やかな成長と自立に向けて、国、県、関係機関等が連携して取り組むことを定めていることなどにおいて共通する理念があるものと認識しております。

次に、みやぎ子ども・子育て幸福計画見直しについての御質問にお答えいたします。県では、平成二十七年三月に将来を担う子供の健全な育成と子供を産み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、みやぎ子ども・子育て幸福計画を策定し様々な施策に取り組んでまいりました。

その後に議員提案により制定された、みやぎ子ども・子育て県民条例や国の制度改革、子供と保護者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、教育や福祉など関連する個別計

画との整合を図った上で、昨年三月に令和二年度から令和六年度までの五年間を計画期間とする現在のみやぎ子ども・子育て幸福計画を策定したところであります。

計画の推進に当たっては、私を本部長とする次世代育成支援・少子化対策推進本部において庁内の連携を強化し総合的に取り組むとともに、外部有識者等を委員とする宮城県子ども・子育て会議において進捗状況等に関する評価や検証を行うこととしております。こうした評価や御提案のあった教育機会確保法なども含め幅広く国の動向、現場の状況を踏まえた県民ニーズなどを把握しながら、必要が生じた場合には計画を見直してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、コロナ対策についての御質問のうち、事業者が取り組みやすい宿泊需要喚起策の仕組みづくりについてのお尋ねにお答えいたします。

宿泊需要喚起策の事業効果を高めるためには、できるだけ多くの事業者に参加していただくことが鍵になると考えております。

このため、現在、二つのプランを同時に進める上で事務手続を分かりやすく解説したマニュアルを作成・配布するとともに、県や当該事業の運営事務局において問合せにきめ細かく対応しているところ です。

宿泊前売券プランについては、特定の施設に偏ることのないよう施設規模に応じた配分を行うこととし、一定の周知と募集の期間を設けた上で今回の参加登録を確定させたものであります。

なお、前売り券については、各施設の販売状況に応じ順次追加配分を行っていくこととしております。

今後、実施予定の宿泊割引プランについても、引き続き個々の事業者の実情に合わせて丁寧の説明していくとともに、できるだけ事務手続の簡素化を図り追加の事業者登録にも柔軟に対応するなど宿泊事業者に寄り添った支援に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、減少時代の農業振興についての御質問のうち、実需の変化を的確に捉え取組の具体化を図るべきとのお尋ねにお答えいたします。

主食用米の年間需要量は、少子高齢化や食の多様化により毎年十万吨程度の減少が見込まれ、食生活も内食から中食や外食へと変化する中、県産米の生産と販売を成長させていくためには需要動向を的確に捉えた生産誘導と販路開拓が重要であると認識しております。

県では、米づくり推進基本方針を作成し、水田フル活用による需要に応じた米の生産、米関連産業との連携によるバリューチェーンの構築などを推進しております。

県といたしましたは、今後拡大が期待される玄米食などの健康食マーケットの創出、需要が伸びております。パック御飯、香港や台湾を中心としたみやぎ米輸出など米の消費動向を分析しながら実需との連携を強化し、需要に応じたみやぎ米の生産を進め活力ある農業の振興に取り組んでまいります。

次に、現場と連携した交流の考え方と具体の取組についての御質問にお答えいたします。

農村の維持・活性化には、多様な人材による活力ある農村の実現が必要であると認識しており、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において地域を支える人材の育成や関係人口の拡大を図ることとしております。

具体的には、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会などが築き上げてきた地域に根差した人材や地域資源、体験メニューなどの現場の力を生かしながら、農山漁村交流拡大プラットフォームにより県内外の企業や個人とのネットワークを拡大し、農村における企業研修や農泊などの新しい取組も進めております。

更に、みやぎ農山漁村交流体制づくり事業などを活用して、ワークショップによる交流活動に向けた地域の受入れ体制づくり、地域外の住民や企業などとのモニターツアーなどの交流活動、SNSによる情報発信などを支援しているところです。

県といたしましたは、関係人口の拡大、農山漁村地域のなりわい創出に向け関係組織等と力を合わせて交流活動を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱三点目、誰もが安心できる学びの環境づくりについての御質問のうち、学校に登校していない子供たちの実態をどのように捉えているかについてのお尋ねにお答えいたします。

昨年度、不登校児童生徒の教育の機会の確保状況を把握するため、初めて長期欠席状況調査の調査項目に加え実施したところ、みやぎ子どもの心のケアハウスやけやき教室、民間施設等による学習支援を受けていない子供たちが小学校、中学校合わせて六百四十一人いることを確認しました。

こうした状況も踏まえ、今年度、県教育委員会としましては、「どこにいても誰かにつながっている」を施策全体の考え方に掲げ取り組んでいるところです。

今後もこのような子供たちの現状を更に丁寧に把握し、一人一人に寄り添った支援となるよう市町村教育委員会へ働きかけてまいります。

次に、学習の機会を確保できていない子供たちに対する学校や相談支援の現場における対応状況についての御質問にお答えいたします。

十分な学習につながっていない子供たちについては、学校や心のケアハウスの職員等が電話連絡や家庭訪問などを継続的に行い一人一人に寄り添った支援を進めているところ です。

一方で、こうした働きかけによっても十分な学びにつながっていない状況もありアセスメントが不十分なケースも見られることから、今後も学校において適切なアセスメントを行い子どもの心のケアハウスやフリースクールなどの外部機関とも連携し、教育の機会の確保につながる対応ができるよう市町村教育委員会と共に支援してまいります。次に、学校に登校していない子供たちと保護者の声を整理分析し、施策全体を俯瞰した検証をすること及び当事者に対しての具体的な調査についての御質問にお答えいたします。

一人一人の学びを確保するために、子供たちや保護者の声を受け止め施策全体について検証することは重要であると考えております。

これまでも、けやき教室や心のケアハウスなどの相談事業を通し子供たちや保護者の声を聞いてきましたが、今年度はそれに加えフリースクール等を訪問し、学校に登校していない子供たちや保護者の思いや願いを直接聞き取り始めたところです。

今後、そのような声を事業の推進や改善に生かしながら子供たちの学びの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、相談を受ける側も様々な経験を有する方による構成とすることが必要と思うがどうかとの御質問にお答えいたします。

子供たちや保護者のニーズは多様であり一人一人の相談に対応するためには、様々な経験を有する方が関わることが有効であると認識しております。

そのため県教育委員会では、大河原教育事務所と東部教育事務所に心理職、福祉職、教育職の三分野の機能を有する児童生徒の心のサポート班を設置し、県全体の相談体制の充実に努めているところです。

また、市町村では、みやぎ子どもの心のケアハウスで福祉との連携を図るなど児童生徒を支援する体制づくりの充実を進めております。今後も、その取組が県全体に広がるよう働きかけてまいります。

次に、フリースクールなど民間施設への学習支援員の配置について、今後拡充していくべきとの御質問にお答えいたします。

今年度、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業において、市町村教育委員会が任用した支援員を民間施設に派遣し、不登校児童生徒の状況に応じた学習支援ができるようにしたところであり気仙沼市において実施されております。

民間施設に支援員を派遣し効果的な支援を行うためには、市町村教育委員会や学校と民間施設が相互に理解し協働できる関係を築くことが重要であると認識しております。

県教育委員会としては、民間施設と市町村教育委員会が情報交換等を通して連携が図られていくよう働きかけ、この取組を他の市町村にも広げてまいりたいと考えております。

次に、不登校児童生徒との表現についての御質問にお答えいたします。

御指摘のように、子供を中心に据える考え方を不登校支援の基本とすることは大切なことであると認識しております。

一方、不登校という言葉は、法律をはじめ広く用いられていることや御提案の多様な学びは特別支援教育や個別最適な学びなどの分野で使われていることなどから、直ちに言い換えるのは難しいと思われ、県教育委員会としては、まず不登校は問題行動ではないということを多くの皆様に伝えていくことに力を入れたいと考えております。

先月の県政だよりにおきましても、社会全体での理解が深まるよう不登校の子供への支援の考え方を掲載いたしました。今後、機会を捉え教育関係者をはじめ広く県民に周知してまいります。

次に、教職員による児童生徒への性暴力防止対策についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまでも児童生徒等への性暴力の防止に取り組んでまいりましたが、このたびの法律の成立を受け改めてしっかりと取り組んでいく必要があるものと認識しております。

我が県でもこれまで教職員による児童生徒等への性暴力が発生しており大変遺憾に思っておりますが、いずれも厳正に処分を行い服務規律確保の通達を行うとともに、教育事務所長会議、県立学校長会議等の機会を通じて再発防止を強く働きかけてまいりました。

今後も、教員と児童生徒がSNS等で私的な連絡を行わないことや個別指導等の場面でも二人きりの密室状態とならないことなどの取組を粘り強く進めるなど、児童生徒等への性暴力防止に対する認識を徹底し学校教育に対する県民の信頼の確保に最大限努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） まず、前段のほうの観光の支援策の関係で鳴子温泉で四割と言いました。旅館組合の加盟だと約五割ぐらいの登録と聞いております。この現状自体が政策効果を考えたときにどうなのか、そのところはすごく大事な視点だと思っておりますが、知事はどうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 我々といましては、できるだけ多くの旅館・ホテルに登録



していただき、まず早く現金をお渡ししたいという思いでやっておりますが、まだまだこのような状況でとどまってしまうことについて、しっかりとPRをしなかったのではないかと改めて反省をしているところであります。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） 地元を歩いていると、「手を挙げたいが、現実として、とてもじゃないが挙げられない。」という声があります。多分いろんな声を聞かれていますと思いますが、そういうできないという声をぜひ聞いてほしいと思いますが、どうか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 改めて、しっかりとそういった声に耳を傾けるように指示をしたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） では、それはよろしくお願いいたします。

次に、教育のお話で、私は不登校という呼び名というか、言い方にこだわっていますが、基本的にやっぱり不適切だと思います。今回、質問の中で登校していない子供たちとずっと言っています。今、教育長も言ったように、社会的に定着している言葉だからとか国や法律でも使っている言葉だからとか、それは理由にならないと思います。やはり現実をよく見たときに、それは本当に正しいのかどうかというところからきちんと議論すべきだと思いますが、いかがですか。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） お話のとおり、やっぱりどういう言葉を使って表現をしていくのかというのはとても大事なことだと思います。例えば、男女共同参画も昔は婦人対策と言っていましたし、それが女性政策になり男女共同参画になるというところがありました。この不登校も私が児童福祉士をやっていた頃は登校拒否と言っていました。そういうふうな言葉は、そのときそのときの状況にもより、あるいは、しっかりとその姿を伝えるということもあり、とても気を遣っていく、あるいは、よく考えていかなければいけないというのはそのとおりだと思いますので、不登校という言葉より、もっといい言葉があるのかということについては、いろいろ考えていくというのは大事

なことだと思いません。

ただ、先ほどお話ししたとおり、今、もつといい言葉というのがない中で、やっぱり不登校というのは登校していないという状況を表現する言葉として使われているということで、私たちとしてはそれがいいとか悪いとかというのがあるのがその不登校の中に入っているとは思っていません。ただし、それがどう伝わるかというのがあるので、それがその子供たちを責める言葉でもないし、それに対してしっかりとみんなで支援していかうということ、まずはそういう広報をしていきたい、皆さんにお知らせしていきたいと思っています。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） 当事者、子供たち本人はどう受け止めるのかということがすごく大事だと思います。やはり、そのことをもう一度、一番大事にしてどう表していくべきなのかということは、ずっと問い続けていただきたいと思います。私が今回提案した多様な学びの子供たちというのが満点だと思っていないんです。でも、そういう議論をするということが大人社会も子供たちを正面からきちんと見て考えていくというメッセージになると思います。このまま他者の理由によってそうした状況になっている子供たちも含めて今使われていることに対しては、やはりもう一度、大人社会側がきつちりと見直していくべきだと思いますので、そこだけもう一度教育長お願いします。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 今、お話ししたとおり、やっぱり言葉というのは本当に大事にしていかなければならないと思います。それで実際の当事者、子供たちがどのように感じるのかということについても思いをはせていくということもとても大事なことだと思います。今、こういう形で言い換えるということはお話できませんが、それをしっかり考えていくことは本当に大事なことだと思います。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） このような議論を聞いて、知事はどうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今のお話を聞いていて、以前、議場でゆさみゆき議員に自殺という言葉は使わないほうがいい。御遺族のことを考えたら自分で殺すという表現はよく

ない。ですから自死という言葉のほうがいいのではないかとわれて、なるほど思いました。私、県職員には自殺という言葉ではなく自死という言葉を使おうと指示しております。ただ、やっぱり報道などを見ると自殺という言葉が使われています。したがって、例えば、宮城県で、県庁内で不登校という言葉を使わないことを仮に決めたとして、そういうようなことを言い換えたとしても、一般的な、常識的な言葉として不登校という言葉が世の中に広まっていたら、それを変えるということはやはりなかなか県庁の力だけではできないと思います。したがって、こういったような問題は国全体としてどう捉えるかということも非常に重要だと思しますので、機会がありましたら教育委員会もそうですが、私からも文部科学大臣などにそういうことを見直すべきではないでしょうかということは提案させていただきたいと思いますが、今、教育長が言ったように、県庁内だけで変えれば全て済む問題では決してないし、それで宮城県全体の言葉が市町村も含めて変わるかというところという権限もないので、こういったようなことは、やはり社会全体でしっかりと見直すように進めていきたいと感じましたので、そのように努めてまいりたいと思います。文部科学大臣に伝えたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 五十一番中島源陽君。

○五十一番（中島源陽君） 明日にすぐ変えてくれという話ではなくて、そういう気持ちを持つということがとても大事だということをぜひ御理解いただければと思います。

そういう中で、子ども・子育て幸福計画に関して知事から必要がある場合は見直しも考えたいというお話がありました。まさに必要があると私は思っています。なぜかと言うと理念ではとてもいいことを言っています。学校に行っていない子供たちに対してすごく大事な施策に取り組んでいくことを言っていますが、中身としての表し方としては非常に不足している部分はまだあります。そういう意味でも見直しは必要だと私は思っておりますので、もう一度知事の所見をお願いします。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） こういった五年単位の計画を頻繁に見直すことはできませんが、私、昨日、中島議員のレクをしたときになるほどと思われましたので、この子ども・子育て幸福計画につきましては中間見直しをして、その際に中島議員のおっしゃったような趣旨も踏まえて全体を見直す中で、中島議員の提案についてもしっかりと見直ししてほしい

ということを昨日指示いたしました。したがって、大体中間の頃にもう一回見直す。その際にそこも含めて検討するというところで前向きに検討していきたいと思えます。